

改正案	現行
<p>医療法施行条例</p> <p>第一条 (略) (既存病床数及び申請病床数の補正)</p> <p>第二条 法第七条の二第四項に規定する必要な補正は、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「省令」という。)第三十条の三十三の規定の例により行うものとする。</p> <p>第三条 (略) (病院の従業者の基準)</p> <p>第四条 法第二十一条第一項の条例で定める従業者は、次の各号(療養病床を有しない病院にあっては、第一号から第五号まで。以下この条において同じ。)に掲げる従業者とし、同項第一号の条例で定める員数は、当該各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。</p> <p>一 薬剤師 省令第十九条第二項第一号(省令第四十三条の二において読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算定した員数</p> <p>二 看護師及び准看護師 省令第十九条第二項第二号(省令第四十三条の二及び医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号。以下「改正省令」という。)附則第二十条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算定した員数</p> <p>三 看護補助者 省令第十九条第二項第三号の規定の例により算定した員数</p> <p>四 栄養士又は管理栄養士 省令第十九条第二項第四号に規定する員数</p> <p>五 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当な員数</p> <p>六 理学療法士及び作業療法士 病院の実状に応じた適当な員数</p> <p>第五条 (略) (療養病床を有する診療所の従業者の基準)</p>	<p>医療法施行条例</p> <p>第一条 (略) (既存病床数及び申請病床数の補正)</p> <p>第二条 法第七条の二第四項に規定する必要な補正は、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「省令」という。)第三十条の三十三及び第四十八条の規定の例により行うものとする。</p> <p>第三条 (略) (病院の従業者の基準)</p> <p>第四条 法第二十一条第一項の条例で定める従業者は、次の各号(療養病床を有しない病院にあっては、第一号から第五号まで。以下この条において同じ。)に掲げる従業者とし、同項第一号の条例で定める員数は、当該各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。</p> <p>一 薬剤師 省令第十九条第二項第一号(省令第四十三条の二において読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算定した員数</p> <p>二 看護師及び准看護師 省令第十九条第二項第二号(省令第四十三条の二及び医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号。以下「改正省令」という。)附則第二十条において読み替えて適用する場合を含む。)、<u>第五十二条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十二条第五項及び第五十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十三条(同条第一号に係る部分に限る。)</u>の規定の例により算定した員数</p> <p>三 看護補助者 省令第十九条第二項第三号、<u>第五十二条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十二条第六項及び第五十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十三条(同条第二号に係る部分に限る。)</u>の規定の例により算定した員数</p> <p>四 栄養士 省令第十九条第二項第四号に規定する員数</p> <p>五 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当な員数</p> <p>六 理学療法士及び作業療法士 病院の実状に応じた適当な員数</p> <p>第五条 (略) (療養病床を有する診療所の従業者の基準)</p>

改正案	現行
<p>第六条 法第二十一条第二項の条例で定める従業者は、次の各号に掲げる従業者とし、同項第一号の条例で定める員数は、当該各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。</p> <p>一 看護師及び准看護師 省令第二十一条の二第二項第一号及び改正省令附則第二十三条（同条第二号に係る部分に限る。）の規定の例により算定した員数</p> <p>二 看護補助者 省令第二十一条の二第二項第二号及び改正省令附則第二十三条（同条第二号に係る部分に限る。）の規定の例により算定した員数</p> <p>三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当な員数</p> <p>第七条 （略）</p> <p><u>（削る）</u></p>	<p>第六条 法第二十一条第二項の条例で定める従業者は、次の各号に掲げる従業者とし、同項第一号の条例で定める員数は、当該各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。</p> <p>一 看護師及び准看護師 省令第二十一条の二第二項第一号、<u>第五十四条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十四条（同条第一号に係る部分に限る。）及び第五十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十五条並びに改正省令附則第二十三条（同条第二号に係る部分に限る。）</u>の規定の例により算定した員数</p> <p>二 看護補助者 省令第二十一条の二第二項第二号、<u>第五十四条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十四条（同条第二号に係る部分に限る。）及び第五十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十五条並びに改正省令附則第二十三条（同条第二号に係る部分に限る。）</u>の規定の例により算定した員数</p> <p>三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当な員数</p> <p>第七条 （略）</p> <p><u>（既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設等の入所定員数）</u></p> <p>第八条 <u>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）附則第二十八条の規定により既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成三十年厚生労働省令第三十号）第四十二条の規定の例により算定するものとする。</u></p>